

# 第 55 回 伊勢市都市計画審議会議事録 要旨

令和元年 5 月 17 日

第 55 回伊勢市都市計画審議会

日 時 令和元年 5 月 17 日（金）午後 2 時から

場 所 伊勢市役所本館 3 階委員会室

委員出席者 宮川 泰夫 浅野 聡 西井 一比古  
吉川 松喜 前田 政吉 宮崎 誠  
北村 勝 野口 佳子 小山 敏  
宿 典泰 赤坂 知之 河村 幸久  
田岡 光生 中出 睦 森井 美恵

出席者幹事等 市長 鈴木 健一  
副市長 藤本 亨  
都市整備部長 森田 一成  
上下水道部長 中村 高弘  
都市整備部参事兼建築住宅課長 久田 浩之  
都市整備部参事 松田 学  
都市計画課長 荒木 一彦  
交通政策課長 小林 和生  
基盤整備課長 倉野 隆宏  
維持課長 上田 淳一  
建築住宅課副参事 宮瀬 浩  
学校統合推進室長 丸山 光  
都市整備部主査 谷口 尚

事務局 都市計画課計画係長 大西  
計画係 小長谷・大野・阿部

第 55 回伊勢市都市計画審議会

日時：令和元年 5 月 17 日（金）午後 2 時から

場所：伊勢市役所本館 3 階委員会室

○司会進行 事務局（荒木課長）

○傍聴人 8 名

○議事録署名 小山委員・中出委員（議長指名）

【内容】

報告案件

報告案件 1 伊勢市景観計画の重点地区指定等について

報告案件 2 伊勢市景観計画に基づく届出等の状況について

（詳細は別紙のとおり）

<閉会>

## 【発言内容】

### 報告案件

#### 報告案件 1 伊勢市景観計画の重点地区指定等について

### 説明

#### ◆ 事務局

河崎地区の重点地区指定に関しては、平成 29 年 8 月の第 48 回都市計画審議会において、今一度時間をかけて丁寧に進めていくと報告して現在に至る。本日はそのとき報告した内容も含めて河崎地区のまちづくりの経過と、本年 3 月 28 日に重点地区指定等に関する嘆願書が提出されたので、合わせて報告する。

本日配布させていただいた報告案件 1、当日資料の図は、重点地区について景観計画の変更案として、平成 29 年 7 月から 8 月にかけて、パブリックコメントを行ったものである。

この図で示す赤いラインは重点地区の範囲の案で、外側の青い破線は景観の形成を考える範囲として位置づけた河崎まちなみ景観エリアの案である。

資料 1、河崎地区のまちづくりの経過について、説明する。

河崎地区においては、昭和 49 年の七夕豪雨により発表された勢田川の河川改修計画を発端として、河川改修に反対する住民運動がおこり、まちなみ保存運動がはじまり、昭和 54 年には「伊勢河崎の歴史と文化を育てる会」が結成され、昭和 57 年に河崎まちなみ館が開館されるなど、住民主導でまちづくりが進められてきた。

そのような流れの中、市としても平成 9 年に策定した都市マスタープランでは河崎地区を歴史文化交流拠点、勢田川を勢田川歴史文化交流軸として位置づけ、平成 13 年に策定した伊勢市総合計画においても歴史文化交流拠点の整備を位置づけ、平成 14 年 8 月には伊勢河崎商人館を整備し、開館した。

その後、景観法が制定されたのを機に、平成 21 年に伊勢市全体を景観計画区域とした伊勢市景観計画を策定した。

次に、(2) の景観計画策定後の重点地区の指定に向けた取り組みについて説明する。

策定した景観計画において河崎地区は重要な拠点として位置付けていたものの、重点地区としての指定はしていなかったため、重点地区の指定に向けての検討を始めた。

平成 23 年、24 年には、地元の代表者等と「河崎まちづくり(案)」を作成し、平成 25 年、平成 26 年には地元自治会との意見交換会や地元説明会などを開催した。

その後、重点地区の範囲案を検討する河崎町景観形成検討会を組織した。

平成 27 年度には、河崎町景観形成検討会を月 1 回開催し、景観形成基準、重点地区の範囲等について案を作成した。

平成 28 年度には、地元のほか本審議会、景観委員会へ、景観形成検討案と今後の進め方を報告し、景観形成基準、重点地区の範囲案の区域内の方々への個別ヒアリング、景観形成基準、重点地区の範囲案等についての説明会を実施した。

平成 29 年度には、パブリックコメントを行うのと同時期に、地元の住民の方から、重点地区指定について住民の理解が不足しているため再度説明会を開催してほしい旨の要望があり、重点地区の指定についての説明会と、河崎地区のまちづくりの経緯についての説明会を実施した。

その後、冒頭申し上げたように、今一度時間をかけて丁寧にすすめていくとし、地元と協議を重ねてきたところ、本年 3 月 28 日に嘆願書の提出があった。

続きまして、2 ページ。

2 の嘆願書の概要について、(1) の嘆願事項は、4 点である。

一つ目は、平成 16 年 5 月に一部廃止した準防火地域の再指定

二つ目は、河崎 2 丁目沿道景観形成地区の廃止

三つ目は、伊勢市景観計画における、河崎地区の河崎まちなみ景観エリア及び重点地区指定の案廃止

四つ目は、町屋、蔵等の歴史的建築物の保存・利活用の検討である。

(2) 嘆願書の署名数は、625 名であった。

この嘆願書の意見は、これまでのまちなみ保全運動からの流れからくるまちづくりにおける考えとは異なるものであり、あらためて、地元の話をきいていく必要がある。

## **意見・質問**

### **(質) 委員**

パブリックコメントを終えた現状と今後の流れを、お聞きしたい。

### **(答) 事務局**

重点地区指定については平成 29 年に報告をした。地域からの声もあり、重点地区を指定することについては理解がされていないということで、時間をかけて協議を重ねてきた。嘆願書は河崎で行ってきた景観を活かしたまちづくりや重点地区指定のこととは別の考えであり、今一度、地域の方に意見を伺う必要がある。

### **(質) 委員**

行政の考え、地元の考えはどのように変わったのか。また、嘆願書にある町屋、

蔵等の利活用の検討について地元はどう考えていて、市はどういう対応をしているのか。

**(答)事務局**

1点目について、これまでの協議の中で、地域と共に景観をつくり上げるということは、共通して理解していることである。しかし、河崎については景観を活かしたまちづくりの中で、重点地区指定を進めてきたが、そこに至るまでに準防火地域の指定をはずしている。嘆願書では準防火地域の再指定ということが書かれており、地域の方は特に防火についての安全性を重視している。市としては市民の生命・財産を守るのは当然のことで、その中でも地域の特性を活かしたまちづくりとして、防火と景観の両方を兼ねたまちづくりだと考えている。

2点目について、河崎にある歴史ある建物は利活用すべきであろうというものである。これまで考えていた重点地区指定とは別の方法による建物の利活用を考えられないかという主旨だと理解している。

**(質)委員**

嘆願書に廃止した準防火地域の再指定や、河崎二丁目沿道景観形成地区の廃止、伊勢市景観計画における河崎地区の河崎まちなみ景観エリア及び重点地区指定の案廃止とあるが、市が今まで地域の意見を聞かずに計画をしていたので、地域の声にあわせた決定をしてもらいたいという嘆願書なのか。

**(答)事務局**

嘆願書は景観計画の周知が不十分であり、地域の皆様は理解されていないといった主旨だと思う。当然市としても計画に当たり、都市計画審議会も含めて、公表する中で決めてきた。説明会に参加した地域の皆様が、深い理解をしたかと言うと、そこまでは至っていない。

**(質)委員**

今回の嘆願書を市民の声として重要視し、今後色々な決定をする上で考慮しながら、都市計画案についての判断をしていくということで良いのか。

**(答)事務局**

地域に関することについては、地域の皆様の声をできる限り聞きながら計画をつくるのが大事である。様々な都市計画があるので皆様の意見の聴き方も様々である。重点地区の指定は地域の皆様とともに計画していく事業であり、

深く理解してもらう必要がある。都市をつくるという観点では市民の皆様が同じ意見とは限らないので、決定したい都市計画の内容によって適宜地域の声の反映の仕方を考えていく必要がある。

**(質) 委員**

平成 29 年度の重点地区に向けての取り組みの中で、地元説明会が 8 月 9 日に 2 回開かれているのは、時間を変えて 2 回しているということか。

**(答) 事務局**

記載間違いであり、日を変えて行った。

**(質) 委員**

地域の皆様は、景観よりも災害に強い安心で安全なまちづくりを望んでいるのではないのか。重点地区の指定を受けると、自分の財産でありながら自由にできない制約となるが、嘆願書の 2 と 3 が 4 の歴史的建築物の保存と矛盾しているように感じるが、どのように認識しているのか。

**(答) 事務局**

重点地区指定の考え方としては、重点地区に指定して欲しくない方はエリアに入れないという考え方で進めてきた。無理やり重点地区の制限を受けることはない。ただ、準防火地域は一部ではなく一定の区域で指定されたり、解除されたりするものであり、その制限は一律となる。準防火地域は建築をする際の規制であり、建築をしたときに初めて該当するものである。4 番との違いは、仰るように相反する部分があるので、うまく両立させるには、考えていかなければならない。

**(質) 委員**

署名数が 625 名と約半数の方が署名しているが、仮に重点地区指定をはずすとするとどの様な方法で歴史的建造物の保存を考えているのか。

**(答) 事務局**

重点地区は案の段階で止まっているので、指定はされていない。個別の建物を指定する方法が考えられる。手法については、今後どの様な方法が河崎地区に合っているかを景観委員会も含めて協議する必要がある。

**(質) 委員**

この地域の住民の総数と署名者 625 名がこの地域に住んでいるのかどうか、その比率を知りたい。

**(答) 事務局**

平成 27 年度国勢調査では準防火地域を廃止した区域内の人数が 1091 名で、署名者 625 名のうち地域内の住所の方が 565 名、それ以外の住所の方が 60 名である。

**(質) 委員**

地元説明会の開催や個別ヒアリング、パブリックコメントの実施、地元住民との協議を実施しているなか、嘆願書の署名数と住民数、説明会の出席数に著しい人数の乖離があるが、地元説明会にはどういった方が参加されたのか。

**(答) 事務局**

河崎の地域に回覧で周知し、それを見た参加の意志がある方である。どういふ方なのかは把握しきれていない。

**(質) 委員**

町内会の代表のような方が参加されているわけではないのか。

**(答) 事務局**

そういうわけではない。

**(質) 委員**

回覧で周知しこれだけの人数しか参加しなかったということは、周知の内容または説明内容が不十分だったのか、無関心だったのかということになる。説明会には参加せず後で嘆願書に署名するのは、住民側にも問題がある。意見の吸い上げの方法にも問題があるが、今後もこれと同様の問題は発生する危険性があるので、その改善はどのようにするのか。再度住民説明会やパブリックコメントを行ったとしても、説明会への参加者が少なく、嘆願書のようなものが出てくるといふようなことを繰り返すのは非常に非効率的であってやるべきではないと考えているが、改善案はどのように考えているのか。

**(答) 事務局**

まず、説明会の参加人数と署名数の大きな差について、説明会は時間の制約



も大きく、決まった時間の中で行われるため、参加人数は少ない傾向にある。これは、準防火地域や重点地区指定以外の説明会でも同じ傾向にある。ただ、今後は地域の声を伺うので、同じようなやり方ではなく、説明会の回数や時間帯の工夫、開催場所を何箇所かに分けて行ったりするなど、景観委員会でもう少し具体的に相談して実施していきたい。

#### (質) 委員

住民説明会にこれだけしか集まらなかったのになぜ嘆願書の署名はこれほどの人数が集まったのか、そこが不思議だ。異常である。関心があればそれなりの参加があって当然だと思うが、この件に対する説明会を市は以前に行っているのに、同じような項目で嘆願書が出てくるのはおかしい。何かのきっかけでこれだけの署名が集まった。市が主導して説明会を行ってもなかなか来てもらえないので、住民同士がどういった考え方を持っているかという会議の場を設けるような方法をとったほうが意見は出やすいのではないか。

#### (答) 事務局

広く地域の皆様の意見を伺いたいと考えているので、やり方を景観委員会とも協議し、また地域の方とも相談をして決めていきたいと考えている。

#### (質) 委員

嘆願書の2、3と4では矛盾しているという話があったが、今後の伊勢市を考えた場合、持続可能な社会にしていくには、個人の財産の話よりも素地のあるところを景観などでうまく活用することをしっかりと考えて、住民に分かりやすく説明し進めていただきたい。

#### (質) 委員

重点地区指定の経緯については都市計画審議会でも年度ごとに報告をしていただいている。平成23年度から始めて、地元説明会も多くの回数を開きながら現在に至っている。嘆願書の件も、先日の景観委員会でも説明を伺った。嘆願書の内容も踏まえながら地域の皆様と対話をし、今後の方向性として良い方向を見つけていくことができると考えている。河崎の取り組みは今から20年くらい前に当時の都市マスタープラン全体構想の中で勢田川等を重要な軸と位置付けながら町並みも一緒に整備をしていく中で、伊勢河崎商人館や川の駅が整備されており、重点地区の取り組みはその延長上に来ている。施策としてはいきなり始まったわけではなく連続しているものだと思う。全国的に見るとこういった歴史的な地区で町並みをどうするかは、各地域でいろいろな意見が

出ている状況であり、都市マスタープランが始まった当初と比べると制度も変わってきている。建築基準法もそれまでは現代的な建築と歴史的な建築に一律に適応されていたが、近年国土交通省では歴史的な資源を活かした地域再生のために、建築基準法の適用除外の条例を作れば、歴史的な建物については別の制度での活用が可能となるなど、この20年間で歴史的な地区のまちづくりは制度改正により、選択肢が広がってきている。最新の動きや嘆願書の意見も踏まえながら、河崎地区のまちづくりを今後どうするか議論し、良い方向性を見つけて進めていただきたい。

**(意) 会長**

全国的にも関心が高い問題のひとつであり、十分に議論を行いながら、地域との合意形成を伊勢市なりの手法を考え、進めていただきたい。

## 議案事項

### 議案事項 2 伊勢市景観計画に基づく届出等の状況について

## 説明

### ◆事務局

報告案件 2 の資料の 1 ページ目、平成 30 年度の伊勢市景観計画に基づく届出等の状況を報告する。

届出件数は 70 件で、うち内宮おはらい町地区における認定申請が 8 件、公共事業による通知が 5 件であった。

(1) 地区別届出等状況について。

建築物が 43 件、工作物が 22 件、開発行為が 3 件、土地の形質の変更が 2 件、物件の堆積は 0 件であった。なお、2 ページから 3 ページに平成 22 年度以降の届出受理件数については、行為の内容別のグラフを作成したので、ご高覧いただきたい。

次に 4 ページ、

(2) 景観重要道路の占用許可等に関する事前確認は 1 件であった。

(3) 勧告・変更命令等はなかった。

(4) 景観委員会の開催については、伊勢市景観委員会を 3 回、内宮おはらい町地区景観委員会を 3 回、二見町茶屋地区景観委員会を 4 回開催した。内容は資料に記載のとおりであった。

(5) 景観絵画コンクール・わがまち写真コンクールの実施については、平成 28 年度から開始し、昨年度は 3 回目となった。昨年度は絵画が 177 点、写真は 47 点の応募があった。伊勢市景観委員会の委員のほか、絵画と写真の専門分野のアドバイザーに協力頂いて、審査を行い、昨年 10 月に賓日館において表彰式を開催した。

5 ページから 8 ページ、令和元年度も昨年度に引き続き、景観絵画コンクール・わがまち写真コンクールの実施を予定している。掲載している絵画と写真は昨年度の最優秀賞、優秀賞の作品である。伊勢市の素晴らしい景観を実感できる作品を多数応募していただき、今年度もこの取り組みを継続し伊勢市の良好な景観形成を推進していきたいと考えている。

以上が、景観計画の取り組みに関する報告である。

続いて、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づく市長の特例許可について、報告する。

9 ページ、平成 30 年度の許可件数は 1 件であった。

平成 29 年度に許可した案件の、内部レイアウトのみの変更であったため、30 年度に土地利用委員会は開催していない。

## 意見・質問

### (意) 委員

昨年度景観絵画コンクールとわがまち写真コンクールを開催し、多くの小学生に伊勢市内の歴史的な建物や歴史的な町並み、自然の風景等、子供の目線で見た自分の好きな伊勢の風景をたくさん描いていただいた。また、表彰式には副市長にも出席いただき、大変盛り上がった。入賞した子供たちは両親も一緒に来ていただき、家族で入選作を見て、伊勢市内の優れた景観や次に残していきたい景観にどのようなものがあるのか、ということをみんなで確認できたい場になったと思う。昨年度も盛況だったので、今年度も夏休みの課題のひとつとして小学生に景観絵画コンクールを案内するので、審議会委員の皆様周りにも該当する小学生がいたらぜひご案内していただきたい。中学生以上は写真コンクールに応募できるので、同様に中学生以上で伊勢の景観に関心のある方がいたら勧めていただき、ひとつでも多くの写真が応募されたらと願っている。

### (質) 委員

9ページの特例の件で、建築等の種別が用途変更、増築となっているが、備考では内部のレイアウト変更となっている。用途変更という表現は適切なのか。

### (意) 会長

建築基準法に従った形で表現をしていくのが望ましい。

### (質) 委員

部屋の用途の変更とするのか、備考があるので市長の特例として正式な言葉としてここに表現しなければいけないものなのか。

### (答) 事務局

用途変更という表現は良くなかった。主旨としては備考で書いてあることで記述したが、この表現までは必要なかった。

### (質) 委員

増築と書いてあるのに備考欄が違うので歪な感じがする。もう少し分かりやすく説明をお願いしたい。

**(意) 会長**

公文書で法令に基づいているものであり、それに従った形で表現をした方が誤解の生じる恐れが少ないので、検討してご使用いただきたい。

**(答) 事務局**

用途変更は削除させていただきたい。

<閉会>